

技能実習修了後の
外国人に

就労資格を

政府は2019年4月にも外国人労働者向けに新たな在留資格を作るようです。対象は農業や介護建設等です。今回の新たな在留資格によって、5年の技能実習がすぎれば帰国してしまう外国人労働者を国内に残れるようにする事で人手不足に対処し、ひいては日本の生産性向上も期待できそうです。日本で働く外国人にとっても、日本の技術と経験を身につけて試験に合格すれば家族を呼びよせたり、更なる在留期間の更新ができたりと…何かとメリットも大きいようです。今でも外国人を街で見かける事もよくありますが、今後は火田や建築現場、介護施設等思わぬところで外国人が増える事も想像されますね。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。

〒631-0076
奈良市富雄北3-20-33-306
(有)ムシマル労務サービス 林田
マツムラ社労士事務所

TEL 0742-47-5222
FAX 0742-47-5527
<http://www.musimaru.com/>
E-mail: musimaru@kcn.ne.jp